

墨田区印鑑条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（登録資格） 第3条 墨田区に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。<u>以下「法」という。</u>）により記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。 2 〔略〕 (1)・(2) 〔略〕 （登録申請の確認） 第5条 区長は、印鑑登録の申請があったときは、当該登録申請者が本人であること、<u>又は当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。</u> 2 前項の<u>規定による</u>確認は、郵送その他区長が適当と認める方法により当該登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び区長が適当と認める書類を当該登録申請者に持参させることによって行うものとする。 3 前項の規定にかかわらず、当該登録申請者が自ら申請した場合の本人であることの確認は、次の各号に掲げる方法のいずれかによって行うことができる。 (1) 官公署の発行した免許証、許可証<u>又は</u>身分証明書であって<u>区長が定めたもの</u>の提示があったとき。 (2) 〔略〕 4 〔略〕 第6条 区長は、前条の規定により当該登録申請者が本人であること、<u>又は申請が本人の意思に基づくものであることを確認した</u>ときは、直ちにこれを登録しなければならない。 （登録印鑑の制限） 第7条 区長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。 (1) <u>住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条</u>	〔同左〕 第3条 墨田区に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）<u>又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）により記録又は登録を受けている者は、</u>1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。 2 〔略〕 (1)・(2) 〔略〕 〔同左〕 第5条 区長は、印鑑登録の申請があったときは、当該登録申請者が本人であること<u>又は当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。</u> 2 前項の確認は、郵送その他区長が適当と認める方法により当該登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び区長が適当と認める書類を当該登録申請者に持参させることによって行うものとする 3 前項の規定にかかわらず、当該登録申請者が自ら申請した場合の本人であることの確認は、次の各号に掲げる方法のいずれかによって行うことができる。 (1) 官公署の発行した免許証、許可証<u>若しくは</u>身分証明書であって<u>区長の定めたもの又は外国人登録証明書</u>の提示があったとき。 (2) 〔略〕 4 〔略〕 第6条 区長は、前条の規定により当該登録申請者が本人であること<u>又は申請が本人の意思に基づくものであることを確認した</u>ときは、直ちにこれを登録しなければならない。 〔同左〕 第7条 〔同左〕 (1) <u>住民基本台帳又は外国人登録原票に記録又は登録されている氏名、氏若しくは名又は氏及び名の各一部を組み合わせた</u>

<u>の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)</u>若しくはこれらに準ずるもの又は氏及び名の各一部若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの (2) 職業、資格その他氏名、通称又はこれらに準ずるもの以外の事項を合わせて表しているもの (3)～(6) 〔略〕 2 前項の規定にかかわらず、区長は、<u>外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)</u>のうち住民票の備考欄に氏名の片仮名表記が記載されている者が当該氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、<u>当該印鑑を登録することができる。</u> (印鑑登録原票) 第8条 区長は、印鑑登録原票(電子計算組織により記録されたものを含む。以下同じ。))を備え、次に掲げる事項を登録する。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 氏名(住民基本台帳に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称) (4)～(6) 〔略〕 (7) <u>外国人住民のうち住民票の備考欄に氏名の片仮名表記が記載されている者が当該氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記</u> (印鑑登録証の引替交付) 第10条 印鑑登録を受けている者(以下「印鑑登録者」という。)は、印鑑登録証が著しく汚損し、又は毀損したときは、印鑑登録証引替交付申請書に当該印鑑登録証を添えて引替交付を申請することができる。 (印鑑登録原票登録事項の職権修正) 第12条 区長は、<u>法</u>に基づく届出等により、印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知ったときは、第15条の規定により印鑑登録の抹消を行う場合のほか、印鑑登録原票の登録事項について職権で修正しなけ	<u>もので表わしていないもの</u> (2) 職業、資格等他の事項をあわせて表わしているもの (3)～(6) 〔略〕 〔新設〕 〔同左〕 第8条 〔同左〕 (1)・(2) 〔略〕 (3) 氏名 (4)～(6) 〔略〕 〔新設〕 〔同左〕 第10条 印鑑登録を受けている者(以下「印鑑登録者」という。)は、印鑑登録証が著しく汚損又はき損したときは、印鑑登録証引替交付申請書に当該印鑑登録証を添えて引替交付を申請することができる。 〔同左〕 第12条 区長は、<u>住民基本台帳法又は外国人登録法</u>に基づく届出等により、印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知ったときは、第15条の規定により印鑑登録の<u>まっ消</u>を行う場合のほか、印鑑登録原票の
---	--

ればならない。 (印鑑登録の抹消) 第15条 区長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。 (1)～(4) 〔略〕 (5) 氏名、氏、名、通称又は氏名の片仮名表記（住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記に限る。）を変更したため、登録されている印鑑が第7条第1号に該当することになったとき。 (6) 外国人住民にあっては、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。 (7) 前各号に定めるもののほか、印鑑登録者について抹消すべき理由が生じたとき。 (関係人に対する質問) 第20条 〔略〕 2 区長は、前項に規定する調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該職員に関係人に対し質問をさせ、又は文書若しくは印鑑の提示を求めさせることができる。 3 〔略〕	登録事項について職権で修正しなければならない。 (印鑑登録のまつ消) 第15条 区長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をまつ消しなければならない。 (1)～(4) 〔略〕 (5) 氏又は名を変更したため、登録されている印鑑が第7条第1号に該当することになったとき。 〔新設〕 (6) 前各号に定めるもののほか、印鑑登録者についてまつ消すべき理由が生じたとき。 〔同左〕 第20条 〔略〕 2 区長は、前項に規定する調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該職員をして関係人に対し質問をさせ、又は文書若しくは印鑑の提示を求めさせることができる。 3 〔略〕
--	--

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第3条第1項の規定により登録されている印鑑（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）により登録を受けている者で、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）附則第4条第1項及び第5条の規定の適用を受けるものに係る印鑑に限る。）は、この条例による改正後の第3条第1項の規定により登録された印鑑とみなす。